

薬生食輸発0921第1号  
平成30年9月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベネズエラ産カカオ豆の2, 4-D及びシペルメトリン並びに中国産養殖鰻加工品の検査命令免除業者リストの更新)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年9月14日付け薬生食輸発0914第1号)により通知したところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、カカオ豆の検体部位が改正されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。

また、今般、中国政府から対日輸出養殖鰻加工品の養殖場及び加工場リストを更新した旨の連絡があったことから、同通知の別表28を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベネズエラの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)		2, 4-D シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-D及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)		<u>2, 4-D</u>	<u>別表1の3によること。</u>	<u>平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。</u>	<u>基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。</u>
		<u>シペルメトリン</u>	<u>別表1の3によること。</u>	<u>平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。</u>	<u>基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。</u>

に改める。